

## セカンドオピニオン外来のご案内

### 1. セカンドオピニオン外来とは

セカンドオピニオンとは、ご自分の病気やけがの治療について理解を深める為、現在治療を受けている医療機関以外の専門医に相談を行うものです。

新たな検査・治療は行わず、患者様からのお話や主治医の先生からの資料の範囲で、主治医の診断・治療方針に関しての意見を提供させていただきます。

つきましては、本紙をよくお読みいただき、趣旨を十分ご理解の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

### 2. 相談内容

(ア)現在の診断・治療法に関する専門医としての意見提供

(イ)今後の治療法や見通しに関する専門医としての意見提供

### 3. セカンドオピニオン外来の対象となる方

(ア)患者様ご本人の相談を原則とします。

(イ)やむを得ず患者様ご本人が来院できない場合は、代理で来られるご家族は相談同意書（別紙）と続柄を確認できる書類をお持ちください。

※ご家族は3親等以内とさせていただきます。

※患者様が18歳未満の場合は、相談同意書は不要です。

### 4. セカンドオピニオン外来をお受けできない場合

(ア)ご本人・ご家族以外からの相談。ご家族であっても相談同意書をお持ちでない場合（ただし、患者様が18歳未満の場合を除く）

(イ)セカンドオピニオン外来相談時に、当院での治療など診療行為を希望される場合

(ウ)最初から転医、転院をご希望の場合

(エ)主治医に対する不満、医療過誤および裁判係争中に関する相談

(オ)死亡した患者様を対象とする場合

(カ)医療費の内容、医療給付に関する相談

(キ)主治医が了承していない場合

(ク)当院から指定された相談に必要な資料（診療情報提供書、検査データ等）をお持ちでない場合

(ケ)相談領域に対応できる専門医が当院にいない場合

(コ)予約をしていない方

5. セカンドオピニオン外来の診療科と相談可能な疾患

診療科	対象疾患
創傷センター	糖尿病性足潰瘍・壊疽、下肢
	閉塞性動脈硬化症（重症下肢虚血）
循環器科	循環器疾患
小児科	アレルギー疾患
乳腺外科	乳癌
	乳腺腫瘍
整形外科、形成外科	骨折
脊椎・脊髄外科	後縦靭帯骨化症・黄色靭帯骨化症
	腰部脊柱管狭窄症、腰部椎間板ヘルニア
	頰椎症性脊髄症・胸椎部脊髄症・胸椎椎間板ヘルニア
	胸椎・腰椎椎体骨折（遅発性馬尾神経傷害を含む）
	リウマチ性頰椎疾患
脳神経センター	脳動脈瘤、頰動脈狭窄症
産婦人科	子宮腫瘍（子宮筋腫）、子宮腺筋症
	卵巣腫瘍
	妊娠関連（正常妊娠）
	子宮頰部異形成等
	悪性腫瘍
皮膚科	尋常性乾癬

耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科疾患
放射線科	インターベンション（画像下低侵襲性治療）、画像診断、放射線治療に関する相談
歯科口腔外科	口腔癌以外の歯科疾患

## 6. 予約について

(ア)セカンドオピニオン外来は、完全予約制となります。

(イ)相談日は、診療科により異なります。予約センターにて日程の調整をいたします。

### 【予約センター】

フリーダイヤル 0120-787-489

携帯電話からのご連絡 0570-088-965

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

日曜祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

(ウ)相談時間は、30分を原則とさせていただきます。相談内容により60分まで延長いたします。なお、お持ち頂いた資料を拝見する時間も、相談時間に含まれますので、ご承知おきください。

## 7. 料金

(ア)相談時間料金※資料を確認する時間を含む

30分まで 20,000円（税別）

60分まで 30,000円（税別）

(イ)追加料金

セカンドオピニオン担当医師以外の専門医に診断を依頼した場合に、診療報酬に基づいた料金を請求します。

主な追加料金

読影医がCT、MRIを含む画像診断を行った場合 4,500円（税別）

読影医がCT、MRIを含まない画像診断を行った場合 3,000円（税別）

病理医が病理診断を行った場合 4,500円（税別）

(ウ)全額自費で、健康保険は適用されません。

(エ)相談料金は、相談終了後自動精算機にてお支払いいただきます。

## 8. セカンドオピニオン外来に当日持参していただくもの

(ア)必ず必要な物

病気の状態により必要な資料は異なりますが、予約の日程の調整後ご案内させて

頂きます。①診療情報提供書以外の検査資料等はお返ししますので、主治医にご返却をお願いいたします。

- ① 診療情報提供書
- ② 血液検査記録
- ③ 生理学的検査の結果（心電図、呼吸機能、脳波等）
- ④ レントゲン、CT、MRI 検査の画像
- ⑤ 超音波検査の結果と画像
- ⑥ 病理組織検査の報告書
- ⑦ 身分証明書（保険証等）

※当日、主治医からの情報や検査資料をお持ちでない場合は、一般的なお話しができず、有効なセカンドオピニオンは提供できないため、ご予約いただいてもご相談に応じられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

(イ)ご本人が来院できず、ご家族だけでご相談を受けられる場合

- ① 患者様ご本人の署名のある相談同意書
- ② 患者様ご本人との続柄を示す書類（戸籍謄本等）
- ③ ご相談者の身分証明書（免許証、パスポート等）
- ④ 病状等により同意書の記入ができない場合は、そのことを確認できる書類

(ウ)患者様が18歳未満の場合

- ① 患者様ご本人との続柄を示す書類（戸籍謄本等）
- ② ご相談者の身分証明書（免許証、パスポート等）

## 9. セカンドオピニオン外来を受けるまでの主な手順

(ア)主治医にセカンドオピニオンをとりたい旨相談し、同意を得る。

(イ)「セカンドオピニオン外来のご案内」（本紙）をご確認の上、セカンドオピニオンを希望する診療科を決める。

(ウ)必要書類を当院医事課セカンドオピニオン外来担当まで送付する。

### 【必要書類】

- ① セカンドオピニオン外来申込書
- ② セカンドオピニオン外来相談シート
- ③ 相談同意書（患者様ご本人が来院できない場合）

### 【送付先】

〒225-0025

神奈川県横浜市青葉区鉄町 2201-5

横浜総合病院 医事課セカンドオピニオン外来担当 宛

(エ) 当院より相談の可否、必要な資料、相談候補日などを電話にてお知らせする。

(オ) 当日、指定日時の 45 分前までにご来院いただき、総合受付にて受付を行う。

(カ) 相談終了後、主治医への相談結果報告書を作成し、患者様にお渡しする。

※当日のお渡しが困難な場合は、主治医に直接郵送いたします。

(キ) 主治医に、相談結果報告書を持参し、検査データの返却を行う。

## 10. その他

(ア) 申し込みのキャンセルや相談の変更を希望する場合は、お早めにご連絡ください。

(イ) 当院のセカンドオピニオン外来では、転医をお勧めすることはありません。最初から転医をご希望の場合には、この外来の対象となりません。

(ウ) 実施当日、相談内容が「セカンドオピニオン外来をお受けできない場合」に該当する内容であった場合は途中であっても中断いたします。

※料金は経過した時間で発生いたします。

(エ) 時間に遅れる場合は、必ずご連絡をお願いいたします。30 分以上遅れた場合は、キャンセルとなりますので、時間に余裕を持ってお越し下さい。

(オ) 相談中の録音・録画はご遠慮願います。

(カ) 日本語が話せない方は、通訳をお連れください。